

令和2年3月

市営賃貸工場アパート使用者募集のご案内（103・203号室）

東村山市では、東村山市内の住宅地等に混在する工場施設及び市外から市内に移転を希望する小規模企業者の工場施設を準工業地域に集約化し、適正な工業振興とその環境整備を図るため、東村山市立共同利用工場施設を設置しました。

この度、空き区画の利用者を募集します。なお、応募にあたり、東村山市立共同利用工場施設条例（以下、「条例」）・東村山市立共同利用工場施設条例施行規則（以下、「施行規則」）により、一定の条件等が必要です。下記特記事項の他、条例・施行規則も必ず確認の上、ご応募ください。

1. 申請期間

令和2年3月2日（月）から令和2年3月16日（月）

※ 申請がなかった場合は、申請があるまで募集期間を延長します。

※ 応募者多数の場合は、施行規則第4条の2に基づき決定します。

(使用者の決定)

第4条の2 条例第9条第2項に規定する使用者の決定の順位は、次の各号の順序による。ただし、第2号及び第3号に掲げる者については市税(市民税又は固定資産税)の納税者を先にする。

- (1) 市内に住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地をいう。以下この項において同じ。)及び工業施設(工場アパートを除く。)を有する者
- (2) 市内に住所又は工業施設(工場アパートを除く。)を有する者
- (3) 市内に住所及び工業施設を有しない者
- (4) 現に工場アパートを使用している者

2 前項の場合において、同順位に募集する作業場の数を超える使用希望者があるときは、抽選により決定する。

2. 申請方法及び必要書類

東村山市地域創生部産業振興課まで下記書類を直接提出してください。

- ・ 東村山市営賃貸工場アパート使用申請書
- ・ 納税を証する書類（例：納税証明書（市・税務署））
- ・ 収入を証する書類
- ・ 法人にあつては、決算書及び登記簿謄本
- ・ 事業説明書
（事業内容・事業経過・従業員数（正規・パート・男女別）・主な取引先等がわかるもの）

3. 申請から使用開始までのおおまかな流れ（申請期間に申請があった場合）

令和2年3月2日（月）～3月16日（月）	申請期間
令和2年3月下旬	① 市から決定通知
令和2年4月上旬～中旬	②市へ連帯保証人の連署提出期限 （① から 30 日以内）
令和2年4月中旬	③市から使用可能日の通知 （② から 14 日以内）
令和2年5月上旬	④工場アパート使用開始 （③から 30 日以内）

4. 建物の概要

- ① 所在地 東村山市久米川町1-51-4
- ② 敷地面積 1,642㎡
- ③ 構造 鉄筋コンクリート 2階建
- ④ 延床面積 2,101㎡
- ⑤ 工場施設面積
1階：4室（100㎡×2室、200㎡×2室）
2階：4室（100㎡×2室、200㎡×2室）
合計 8室 1,200㎡
- ⑥ 主要設備 荷物リフト1基（3t）
駐車場8台、協働受変盤設備、協働湯沸室、トイレ
- ⑦ 支援施設 受付、会議室、情報提供室、休憩室等
- ⑧ 工場施設仕様

フロア	天井高	ドア寸法
1階	4.3m	3.0m×3.0m
2階	3.4m	3.0m×3.0m

5. 使用希望者の資格 ※条例第7条より

<p>(使用希望者の資格)</p> <p>第7条 使用希望者は、応募の時点において、次の各号に定める要件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 所得税(法人にあっては法人税)などの国税若しくは市民税(法人にあっては法人市民税)などの地方税又は負担金などの公課を滞納していない小規模企業者であること。ただし、市外の個人小規模企業者にあつては、市内に当該個人の住所を移転する見込みがある場合に限る。</p> <p>(2) 不渡り、倒産の状態に陥っていないこと。</p> <p>(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を受けている状態にないこと。</p> <p>(4) 業種及び操業が公募する工場アパートの施設の仕様に適合し、かつ、当該施設の利用者(第10条の規定に基づき、工場アパートの利用者としての決定を受け、工場アパートを使用する者をいう。以下「利用者」という。)の操業等又は近隣住民の日</p>
--

常生活に支障をきたすおそれがないこと。

(5) 使用開始の時点までに、生産活動の拠点等を工場アパートに移転することができること。

(6) 確実な保証能力を有する連帯保証人を1人以上立てられること。

2 前項の要件を具備する者であっても、次に定める小規模企業者は応募することができない。

(1) 成年被後見人若しくは被保佐人である者又は破産者で未だ復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(3) この条例に違反し、使用の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過しない者

(4) 不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

3 前項の規定は、当該小規模企業者の使用人及び法人における役員についても適用

2 前項の要件を具備する者であっても、次に定める小規模企業者は応募することができない。

(1) 成年被後見人若しくは被保佐人である者又は破産者で未だ復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(3) この条例に違反し、使用の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過しない者

(4) 不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

3 前項の規定は、当該小規模企業者の使用人及び法人における役員についても適用する。

6. 募集区画

2区画（103号室・203号室 各200㎡）

7. 使用期間

使用開始日の属する月から3年間。更新は1回まで。

8. 使用料等

使 用 料 299,000円（103号室）

269,000円（203号室）

共 益 費 50,000円 ※共通（1㎡あたり250円）

駐車場使用料 8,000円 ※1台につき

※ 使用開始後、条例第14条に基づく使用料改定が行われる場合があります。

※ 使用決定後、連帯保証人の連署する請書を提出いただきます。

9. 保証金

使用許可書交付の際に、使用料の2月分を納付していただきます。

10. 費用負担

工場施設で使用する電気・上下水道料金の使用料、廃棄物等の処理に要する費用、当該施設の使用に際して必要な工事費等は、使用者の自己負担となります。

1 1. 現状回復

使用終了時は、終了日の属する月の6か月前までに使用終了届を提出の上、使用者の負担で現状回復していただきます。

1 2. 見学

募集区画の見学を希望する場合、下記問い合わせ先へご連絡ください。

1 3. 問い合わせ先

東村山市地域創生部産業振興課

住所：東村山市本町1-2-3 東村山市役所 北庁舎1階

電話：042-393-5111（内線2914）

【参考】東村山市営賃貸工場アパート現地写真等



外観1



外観2



103号室A



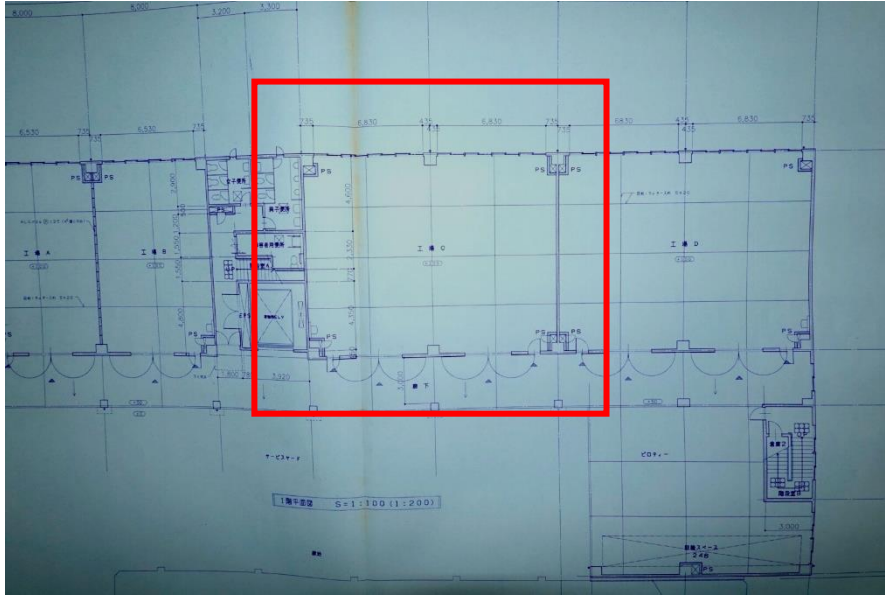
103号室B



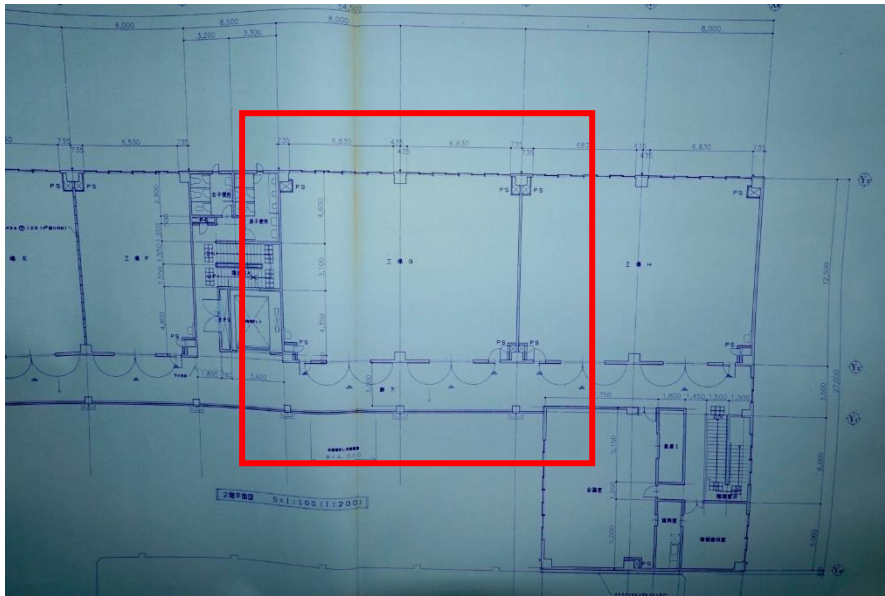
203号室A



203号室B



103号室平面图



203号室平面图